

通信制高校における教育の質の向上に向けて

令和7年11月10日（月）

全国私立通信制高等学校協会 第4回 学校運営研究会

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

振興係長 野口 詩織

本日の内容

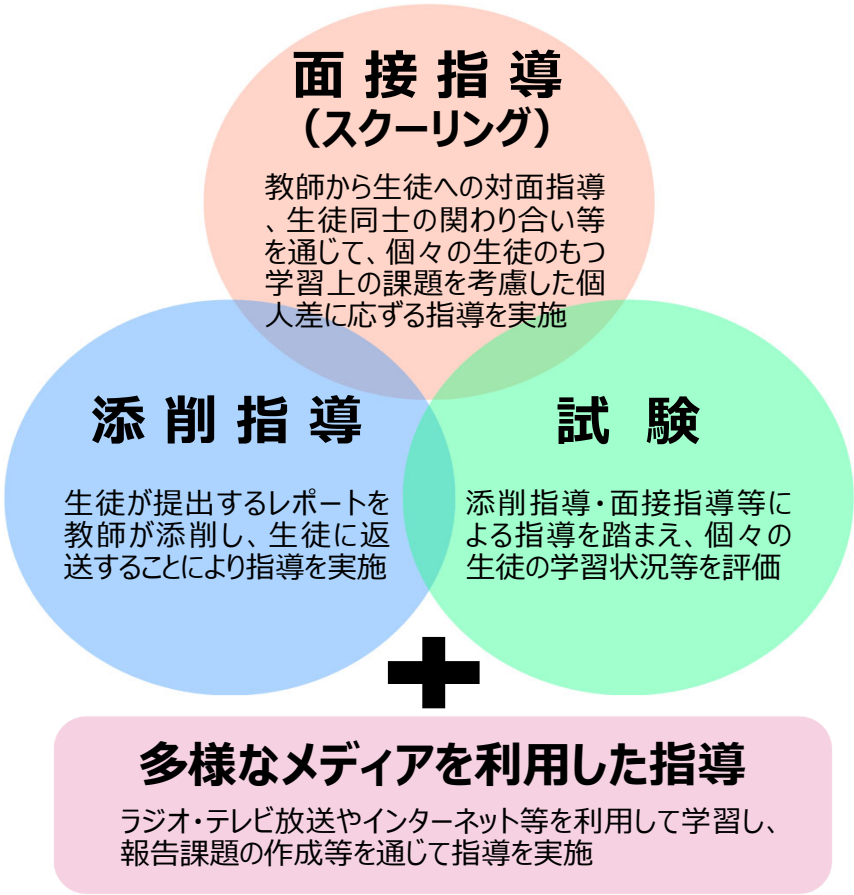
- 1. 通信制高校の現状について**
- 2. 国の取組について**
- 3. 点検調査を踏まえて**

1. 通信制高校の現状について

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- **高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施している。**また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法



教育課程の特例（※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5）

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

1 単位当たりの添削指導及び面接指導の回数

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

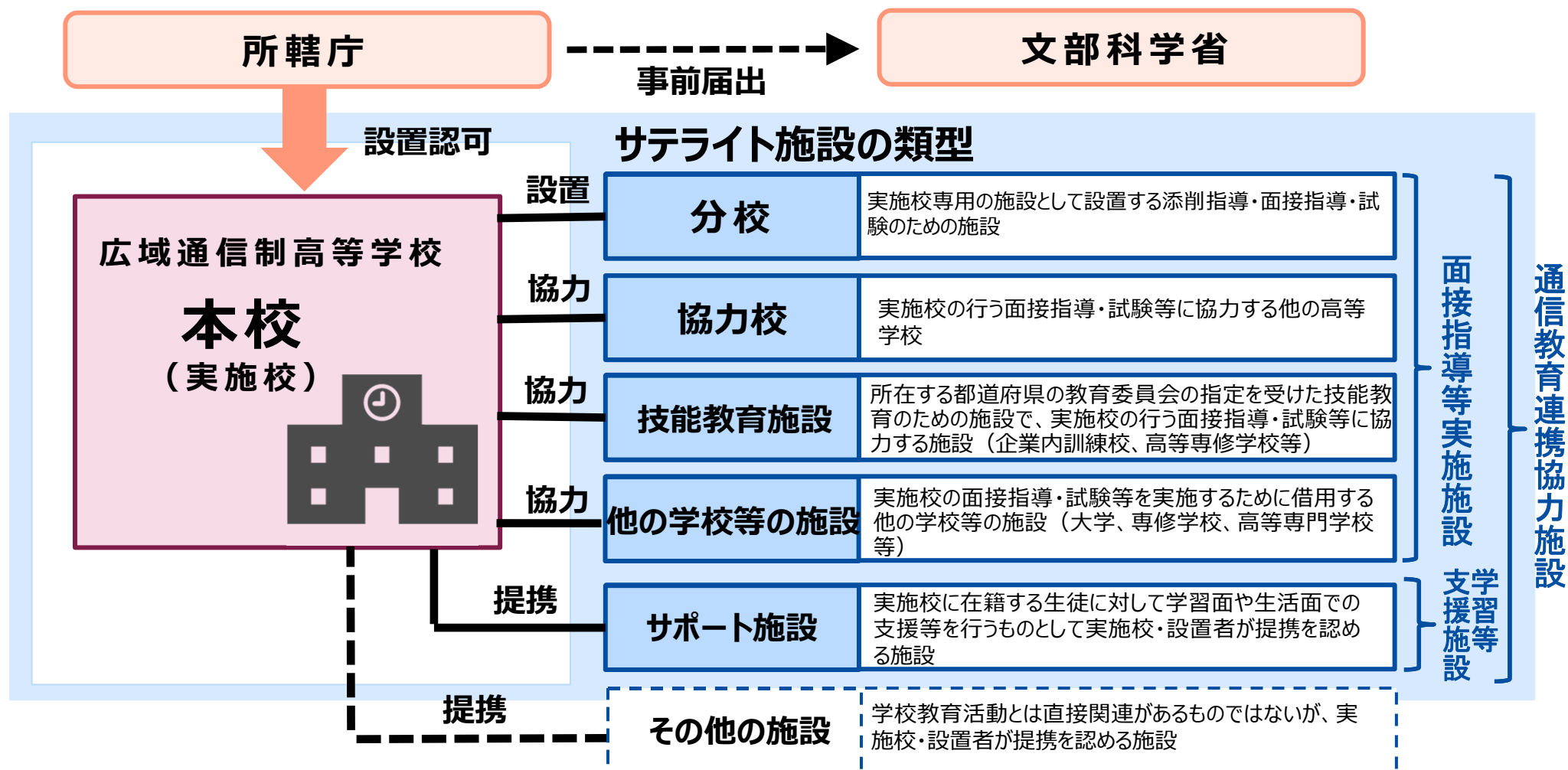
（※）学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

（※）特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

（※）卒業に必要な単位数は、74単位以上。

広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

- 通信制高等学校のうち、3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施する学校を**広域通信制高等学校**という。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。
- **広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い**、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するための**サテライト施設を広範に展開する学校も多く存在**している。



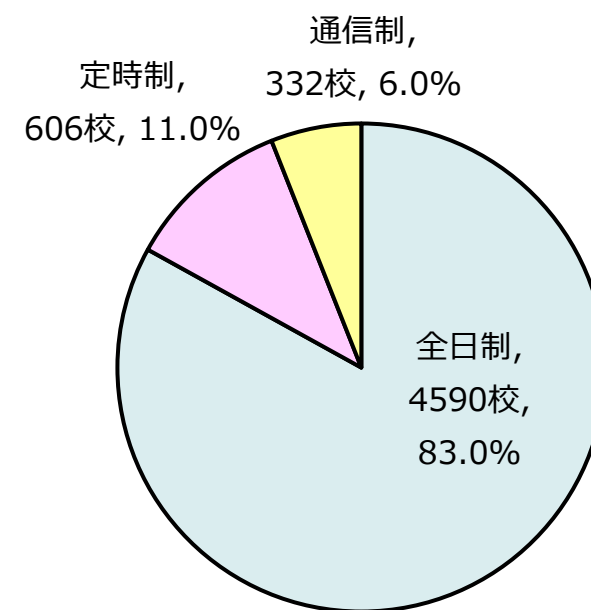
高等学校の学校数（令和 7 年度）

- 高等学校の学校数（令和 7 年度）について、全日制高校は4,590校（全体の83.0%）、定時制高校は606校（全体の11.0%）、通信制高校は332校（全体の6.0%）。

（全日制・定時制課程）

（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2,843	1,297	4,155
定時制	—	168	3	171
全定併置	—	415	20	435
総計	15	3,426	1,320	4,761



（通信制課程）

（校）

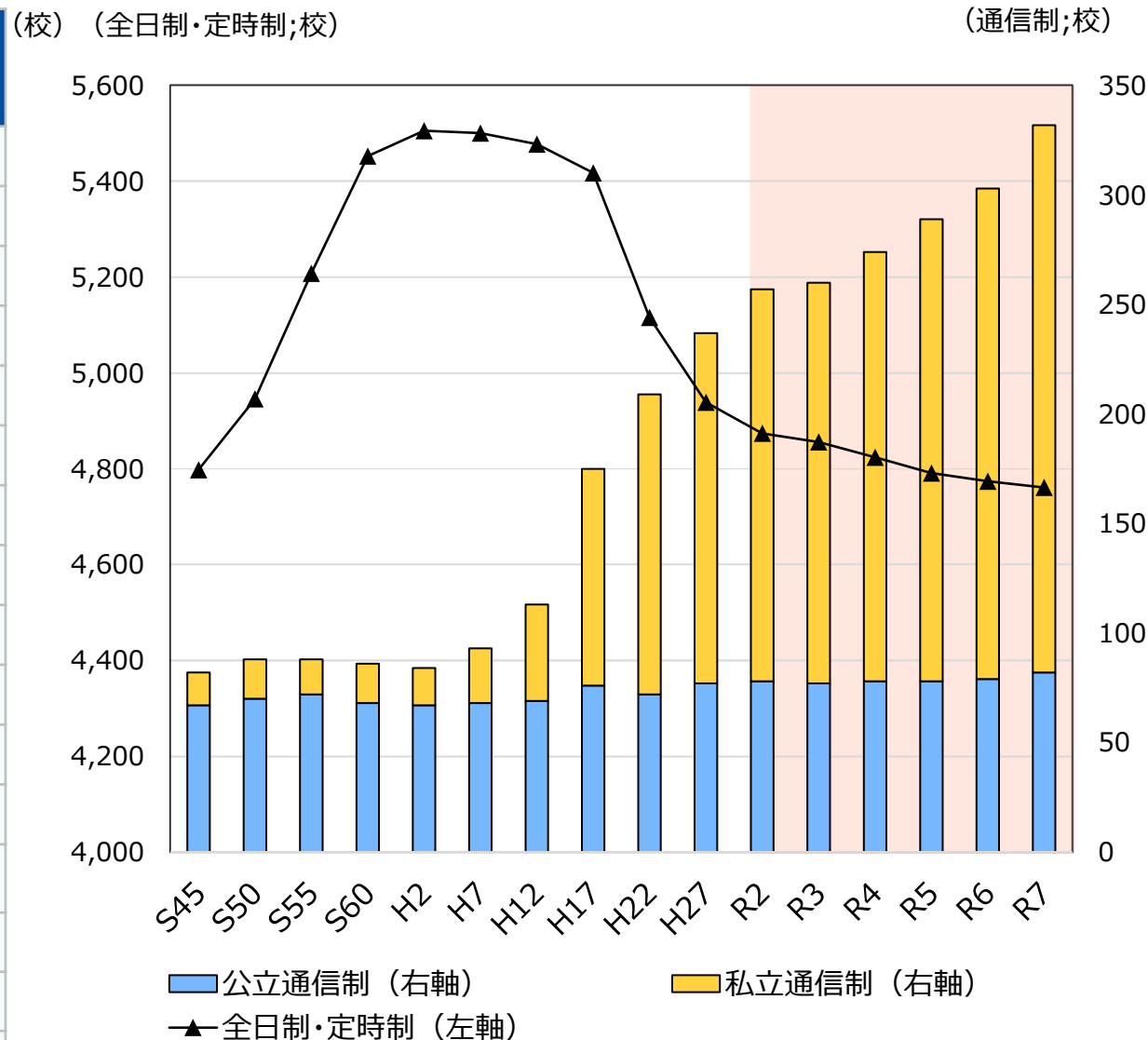
	国立	公立	私立	総数
独立校	—	6	137	143
併置校	—	76	113	189
総計	—	82	250	332

※一つの学校に課程が併置されている場合は、それぞれの課程について、重複して計上。

通信制高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、私立通信制の校数は大きく増加している。

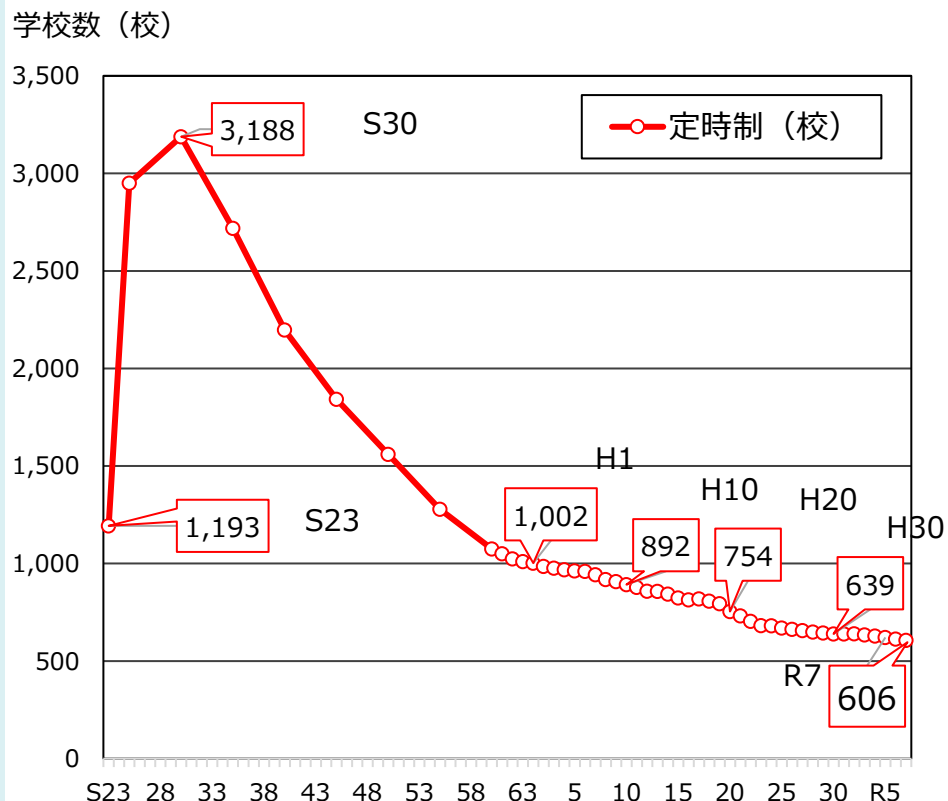
	全日 定時	通信		計
		公立	私立	
S45	4,798	67	15	82
S50	4,946	70	18	88
S55	5,208	72	16	88
S60	5,453	68	18	86
H2	5,506	67	17	84
H7	5,501	68	25	93
H12	5,478	69	44	113
H17	5,418	76	99	175
H22	5,116	72	137	209
H27	4,939	77	160	237
R2	4,874	78	179	257
R3	4,856	77	183	260
R4	4,824	78	196	274
R5	4,791	78	211	289
R6	4,774	79	224	303
R7	4,761	82	250	332



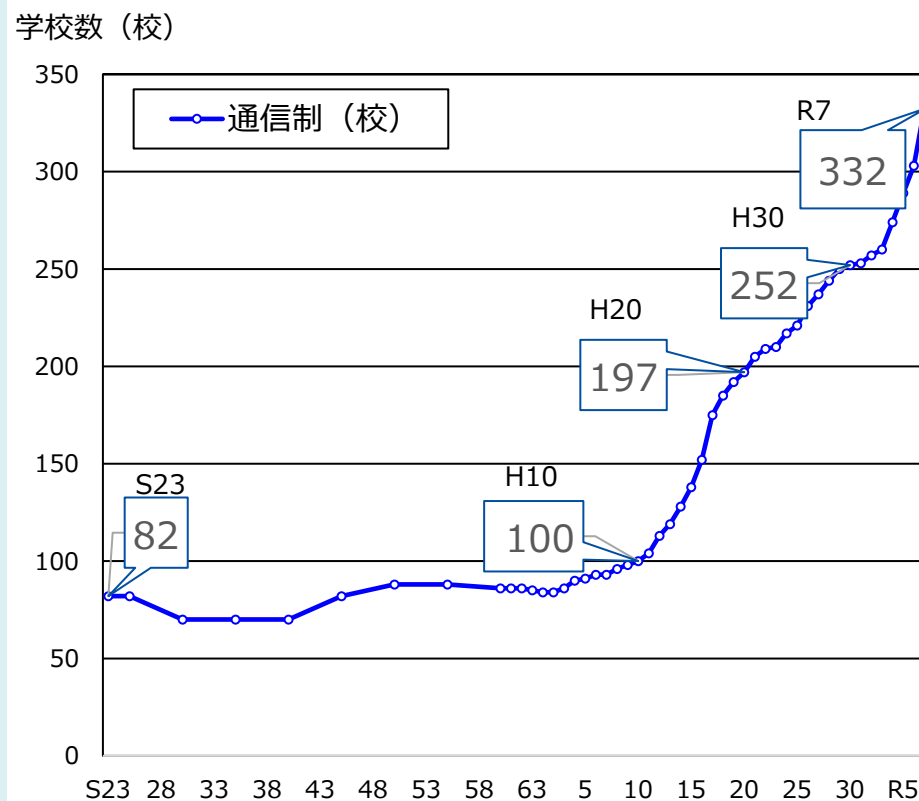
(出典) 文部科学省「学校基本調査」
※令和7年度は速報値

高等学校の学校数（定時制・通信制課程の推移）

定時制課程を置く学校数の推移



通信制課程を置く学校数の推移



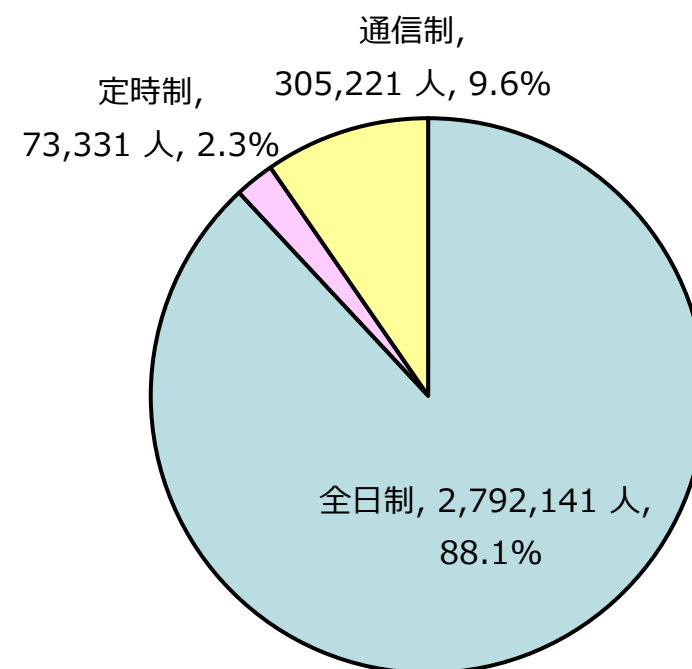
（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和7年度は速報値

高等学校の生徒数（令和 7 年度）

- 高等学校の生徒数（令和 7 年度）について、全日制高校は2,792,141人（全体の88.1%）、定時制高校は73,331人（全体の2.3%）、通信制高校は305,221人（全体の9.6%）。

	(人)			
	国立	公立	私立	総数
全日制	8,018	1,793,108	991,015	2,792,141
定時制	—	71,612	1,719	73,331
通信制	—	62,009	243,212	305,221
総計	8,018	1,926,729	1,235,946	3,170,693

※専攻科・別科に属する生徒数を除く。

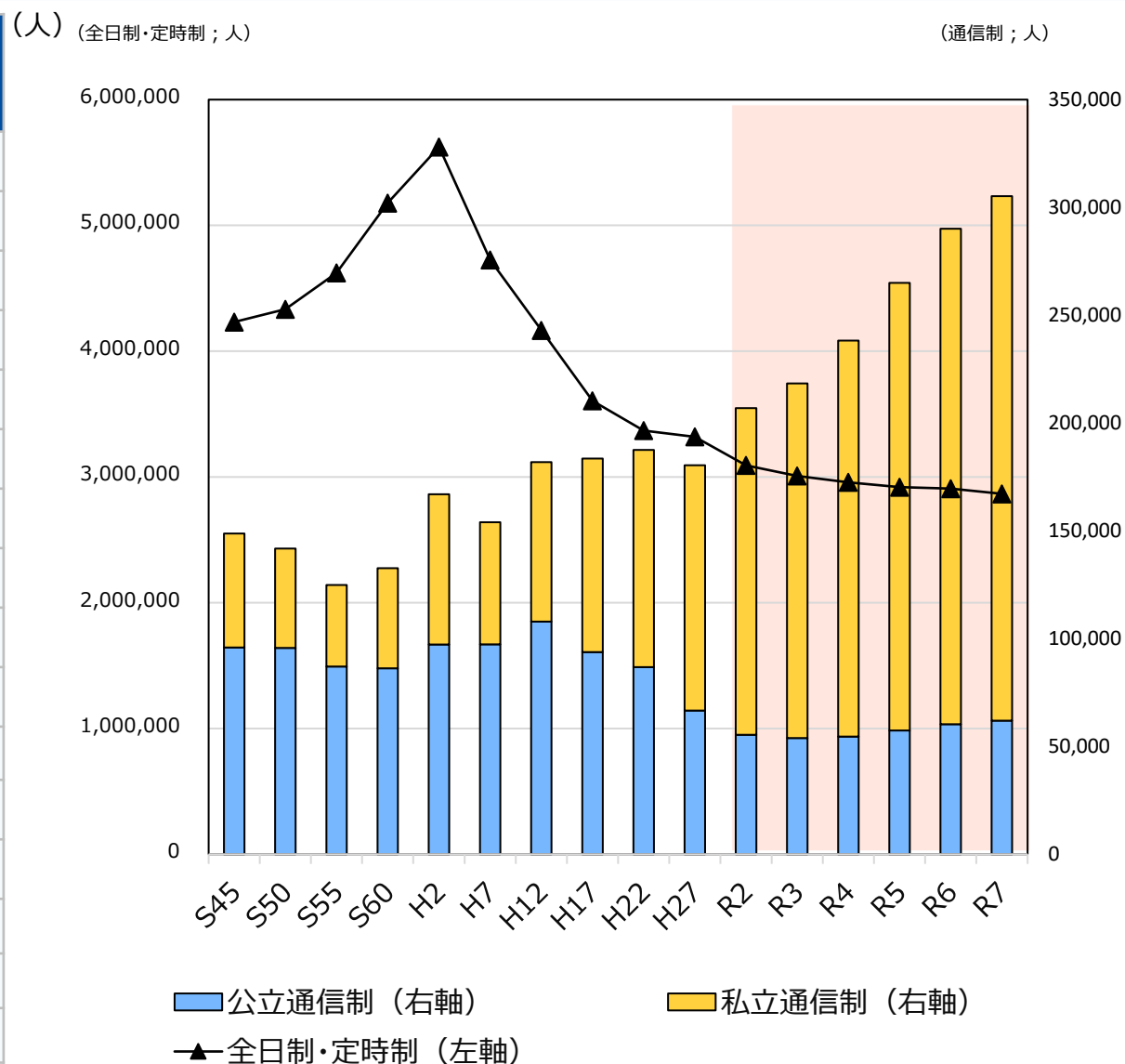


（出典）文部科学省「学校基本調査」令和 7 年度速報値

通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している。（平成12年からの約20年間で、私立の生徒数は約3倍に増加）

	全日 定時	通信		計
		公立	私立	
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393
R2	3,092,064	55,427	151,521	206,948
R3	3,008,172	53,880	164,509	218,389
R4	2,956,900	54,621	183,646	238,267
R5	2,918,501	57,437	207,537	264,974
R6	2,906,921	60,333	229,754	290,087
R7	2,865,472	62,009	243,212	305,221

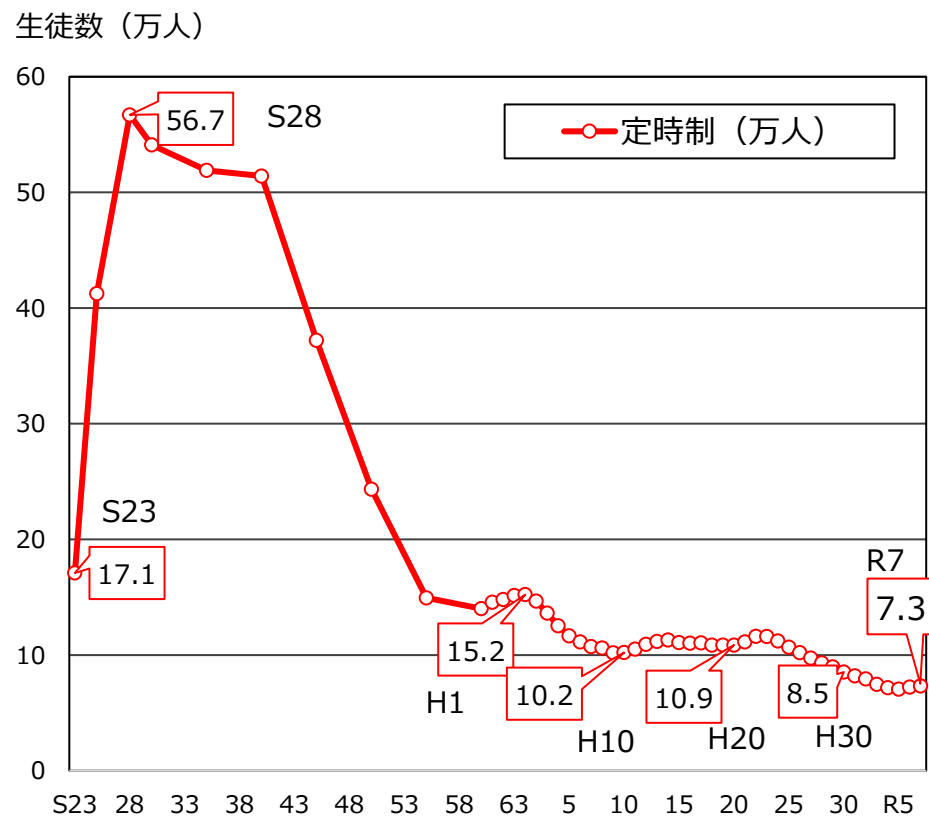


（※ 1）全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。（R7は除く。）
（※ 2）通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

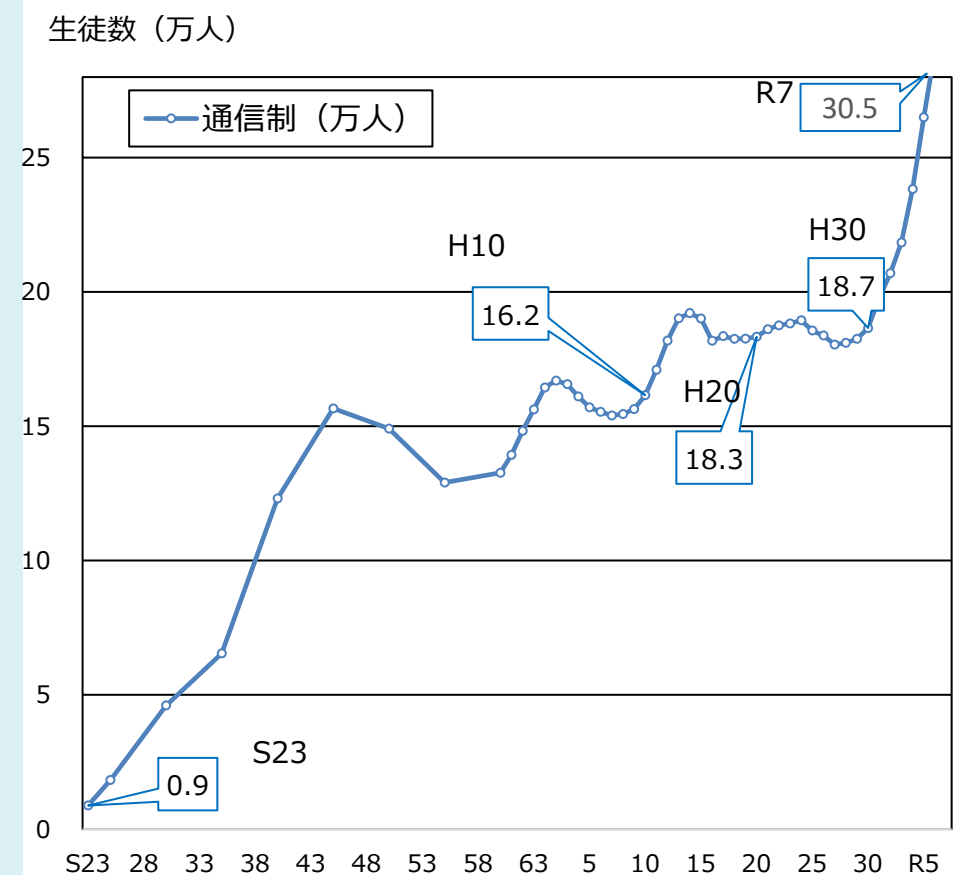
（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和7年度は速報値

高等学校の生徒数（定時制・通信制課程の推移）

定時制課程の生徒数の推移



通信制課程の生徒数の推移

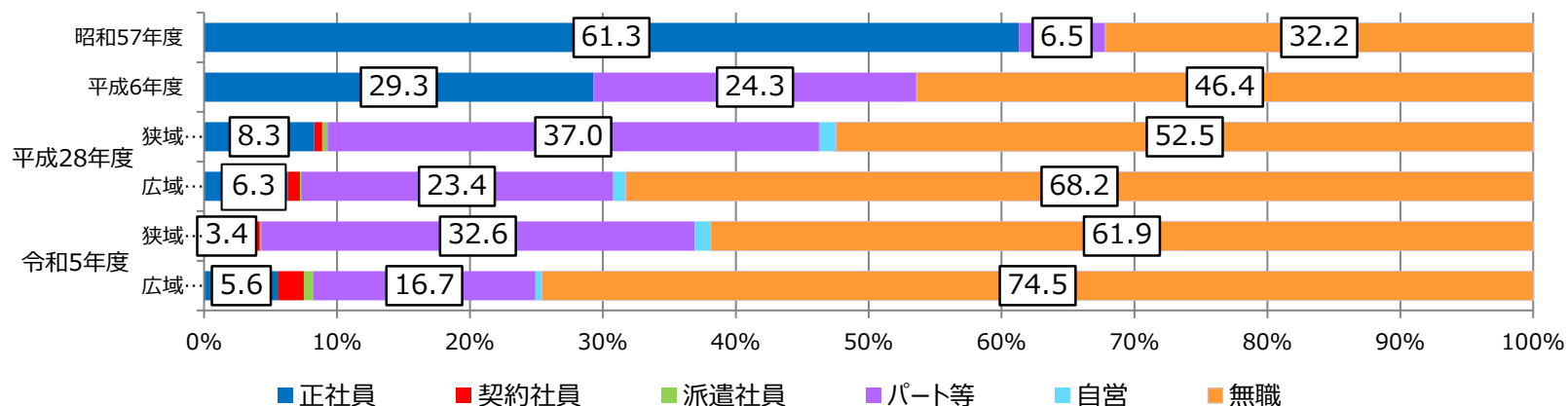


（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和7年度は速報値

通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高等学校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況の変化



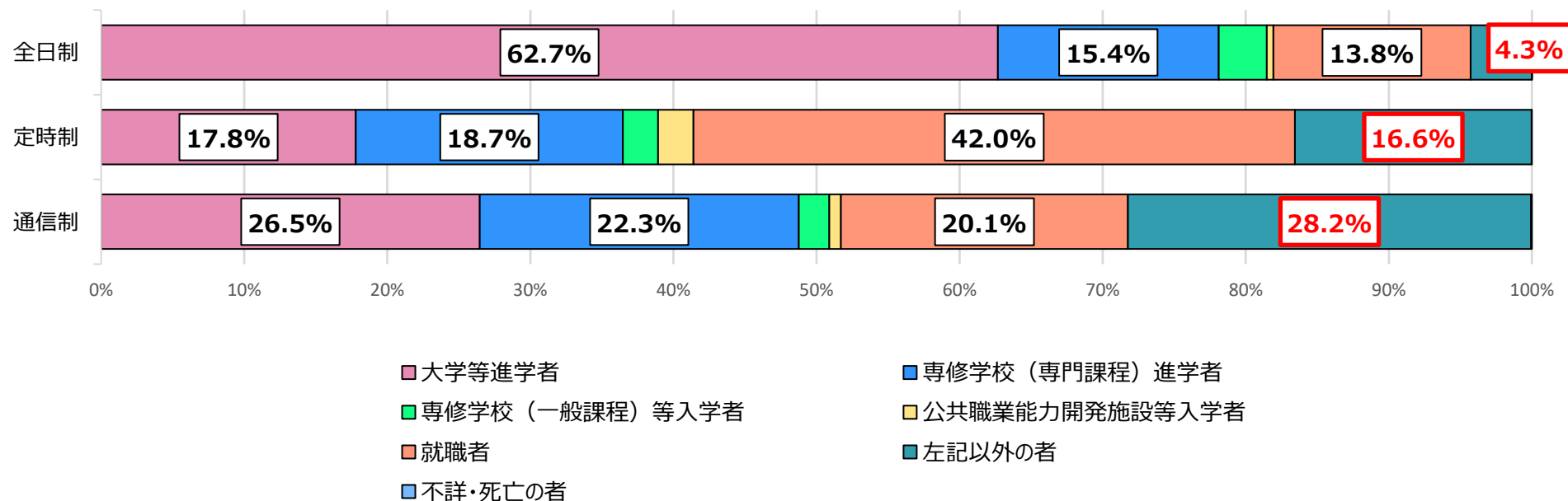
通信制高等学校に在籍する生徒の実態等

	狭域 通信制	広域 通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	65.6%	64.2%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	1.0%	0.6%
ひとり親家庭の生徒	28.2%	29.9%
特別な支援を必要とする生徒	7.9%	8.1%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	1.2%	0.6%
心療内科等に通院歴のある生徒	21.1%	21.4%

(※) 広域通信制とは3以上の都道府県において生徒募集を行うものを指す。

高等学校（課程別）の卒業後の状況（令和5年度間）

○ 高等学校の卒業後の状況について、令和6年5月1日現在、令和5年度間に卒業した者のうち、全日制課程では大学等進学者が62.7%、定時制課程では就職者が42.0%で最多にある一方で、通信制課程では進路未決定者等が28.2%で最多を占めている。



- (※ 1) 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 2) 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 3) 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
- (※ 4) 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
- (※ 5) 就職者とは、上記の※ 1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
- (※ 6) 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※ 1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者を示す。
- (※ 7) 不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※ 1～6のいずれかに該当するか不明の者、その年の5月1日までに死亡した者を示す。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった不適切な事案（概要）

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、所轄庁と共同で広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）を実施（これまで63校に対して実施（令和7年4月1日時点））。点検調査を通じて、例えば以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

- ・ 学習指導要領で定める面接指導の回数が不足していた事案
- ・ 添削指導や面接指導の内容が高等学校教育にふさわしくないものだった事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 面接指導において生徒の出欠を確認しないままに単位認定を行っていた事案
- ・ 面接指導を対面でなくオンラインのみで行っていた事案
- ・ 本校及び面接指導等実施施設以外の施設で面接指導や試験が実施されていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が超過していた事案
- ・ 提携するサポート施設をあたかも高校のように表現し、生徒・保護者に誤解を与えていた事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設があたかも認可され設置されたように宣伝されていた事案

2. 国の取組について

通信制課程に関する制度の主な変遷と文部科学省の取組

昭和23年	・ 高等学校は、通信による教育を行うことができる旨規定
昭和28年	・ <u>定通振興法制定</u>
昭和36年	・ <u>通信制課程の制度化</u> ・ 通信制独立校、広域通信制高校の制度化（ <u>広域通信制高校については文部大臣承認制を採用</u> ）
昭和37年	・ 高等学校通信教育規程の全部改正 ※現行の省令へと改正
昭和45年	・ 広域通信制課程について、文部大臣による承認制を一部の政令事項（学校／課程の設置廃止等）に限定
昭和58年	・ <u>広域通信制課程の設置廃止等について文部大臣の「承認制」から「届出制」へ改正</u>
平成15年	・ 構造改革特区法の改正による <u>株式会社立学校の制度化</u>
平成27年	・ ウィッツ青山学園高等学校による高等学校等就学支援金の不正受給事案の発覚
平成28年	・ <u>「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」の策定</u>
平成29年	・ 広域通信制高校に対する国と所轄庁による共同での <u>点検調査の開始</u>
令和3年	・ 「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議まとめ」 ・ <u>学校教育法施行規則の改正、高等学校通信教育規程の改正【通信教育実施計画の策定・明示、サテライト施設ごとの定員の設定、教育水準の確保のために実施校と同程度の教育環境が備えられるよう規定を追加、教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の公表を義務化】</u> （令和4年4月1日施行）
令和4年	・ 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 審議まとめ」 ・ <u>高等学校通信教育規程の改正【少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要と規定、通信制課程の規模の下限規定撤廃】</u> （令和5年4月1日施行） ・ 所轄庁向けの広域通信制高校のサテライト施設の最新情報や指導監督のためのノウハウの共有、データの共有を行うための <u>都道府県間プラットフォームの構築を予算事業にて実施</u>
令和5年	・ <u>通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）の策定</u>
令和7年	・ <u>私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果の公表</u> ・ <u>通信制高等学校に関する実態調査（調査中）</u>

背景・目的

ウッツ青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、協力者会議における検討を経て、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における**主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定**したもの

主な内容

1. 学校の管理運営に関する事項

①教職員の配置等

・添削指導等は教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒の事情に寄り添ったきめ細やかな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。具体的には、教諭等の人数は、5又は生徒数を80で除して得た数のいずれか大きい方の数以上とすること。ただし、この教諭等の数の基準は最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する学校においては、適宜体制を見直すこと

・その他、SC、SSW等の配置等、支援の充実に努めること

②施設及び設備の整備等

・実施校は面接指導に必要な実験・実習施設や運動場等を確保すること

③通信教育連携協力施設の設置等

・面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とし、実施校の身分を有する教職員が面接指導や成績評価等を行うこと

・面接指導等実施施設の編成等は、施設の種類、連携協力の内容、定員等を勘案して、通信教育規程の基準に照らすこと

・学習等支援施設の施設等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと

④通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等

・添削指導等は実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させないこと

・実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないよう適切な措置を講じること

・生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明すること

⑤学校評価

・通信教育連携協力施設についても自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること

・第三者評価の積極的な活用を検討すること

⑥情報公開

・実施校は教育を行う区域等の情報を公表すること

⑦その他

・高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行すること

・収容定員は、教職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと

・学校保健計画、学校安全計画、危機等発生時対処要領など、法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること

2. 教育課程等に関する事項

①教育課程及びそれに基づく指導と評価

・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること

・各教科・科目等について、通信教育実施計画及び指導計画を作成すること

・通信制課程においても、全日制・定時制と同等の学習が求められていることを踏まえて、面接指導・添削課題等の学習時間や内容について、学習指導要領に定める目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと

②添削指導及びその評価

・添削指導の回数を十分確保すること

・択一式や短答式の問題が大勢を占めるような課題は不適切であり、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。また、正誤のみの記載ではなく、生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等を付すこと

③面接指導及びその評価

・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること。その際、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは不適切であること

・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること

・正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）は、面接指導と区別されるものであり、面接指導は指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること

④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

・多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること

・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること

・面接指導時間を10分の8まで大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であり、極めて例外的な取扱いであること

・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等

⑤試験及びその評価

・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること

・試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとするなどの不適切な試験が実施されないよう留意するとともに、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施

・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること

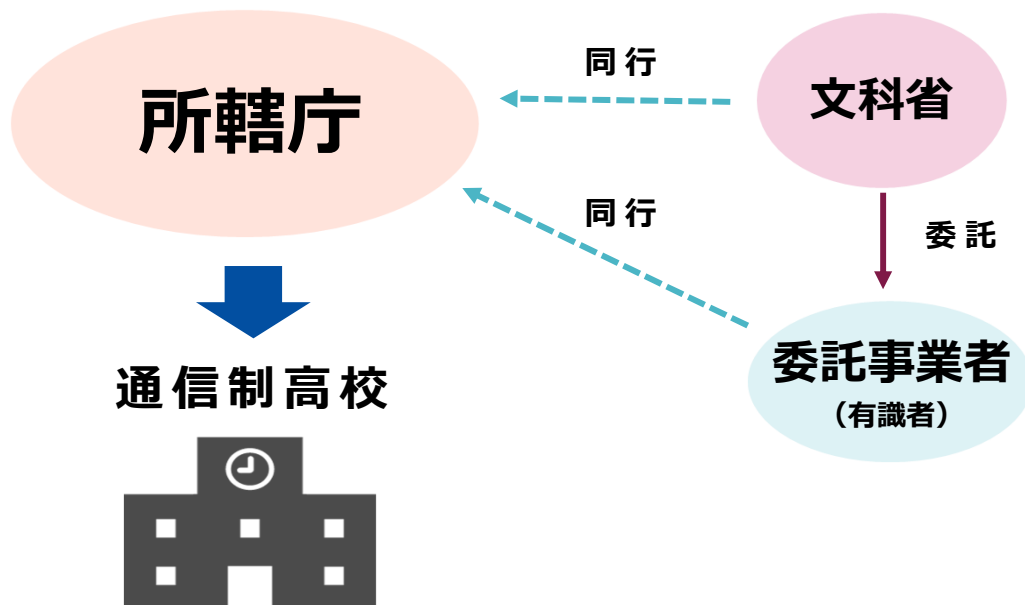
⑦その他

・在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること

点検調査の概要

通信制高校における点検調査は、所轄庁による任意の調査に、文部科学省と文部科学省から委託を受けた事業者※の有識者が同行する形で実施している。

調査の実施体制



調査項目

1. 学校の管理運営に関する事項

- (1) 教職員の配置等
- (2) 施設及び設備の整備等
- (3) 通信教育連携協力施設の設置等
- (4) 通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等
- (5) 学校評価
- (6) 情報公開

2. 教育課程等に関する事項

- (1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価
- (2) 添削指導及びその評価
- (3) 面接指導及びその評価
- (4) 多様なメディアを利用した指導及びその評価
- (5) 試験及びその評価
- (6) 学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施状況

調査の流れ

事前の書面確認
(下記調査項目に係る資料を事前に精査)

実地調査

1日目：本校



2日目：通信教育連携協力施設

文科省から所轄庁へ指摘事項の通知

(1～2か月以内)

所轄庁から文科省へ改善状況の報告

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

背景・目的

- 令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）等を踏まえ、**高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すため策定**したもの。所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要。
- 所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂。）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要。

主な内容（以下のうち※の記載は通知の際の留意事項）

[1] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

[2] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

[3] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

[4] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。
※実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきである。

[5] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。 ※学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意する必要がある。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

〔6〕施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

〔7〕通信教育連携協力施設に関すること

- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
※認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきである。
- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

〔8〕通信教育の方法等に関すること

- 1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
 - （1）添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
 - （2）各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
 - （3）添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
 - （4）面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
 - （5）通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

〔9〕その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について（概要）

背景・目的

- 文部科学省では、令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」（以下「標準例」という。）を令和5年11月に策定した。
- 近年、私立広域通信制高等学校が大幅に増加していることから、各所轄庁における私立広域通信制高等学校の設置認可等に関して状況を把握するため、下記のとおり調査を実施した。（調査対象：61自治体（47都道府県、14市町村））

調査結果

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

- 収容定員数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、**28自治体で増加、4自治体で減少、14自治体で増減なし**となった。
- 在籍生徒数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、**41自治体で増加、4自治体で減少、1自治体で増減なし**となった。
- 定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）について、令和6年において、61自治体のうち、**50%にすら満たない自治体は13自治体、在籍生徒数が収容定員数を超過している自治体は1自治体**となった。（なお、充足率が50%を満たせばよいというものではない。）

※61自治体の中には、私立広域通信制高等学校の設置のない自治体も含む。

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

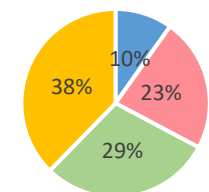
- 各自治体において私立広域通信制高等学校の設置認可や学則変更の認可をする際、標準例に記載の各項目を確認しているかについて、「**確認していない**」との回答が**10自治体以上あった項目**は、以下のとおりであった。（なお、調査の対象は、61自治体のうち、過去認可実績等のない16自治体を除く45自治体とする。）

- ・ 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、**当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮**しなければならないこと。（11自治体）
- ・ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、**実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導**すること。（12自治体）
- ・ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、**文章で解答する記述式を一定量取り入れること**。（15自治体）
- ・ 通信教育を行うに当たっては、**試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保**して行うこと。（10自治体）
- ・ 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する**情報の公表**を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における**教育の方法・内容、授業料・入学科等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示**すること。（11自治体）

3. 自治体独自の認可基準

- 61自治体のうち、標準例の策定以降に、自治体における独自の認可基準を新たに定めた自治体は6自治体、内容を見直した自治体は14自治体、定めているが見直していない自治体は18自治体、**定めていない自治体は23自治体**であった。

- 新たに定めた
- 内容を見直した
- 定めているが見直していない
- 定めていない



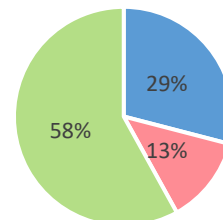
私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について（概要）

4. 高等学校入学者選抜の日程

○ 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、実施校における高等学校入学者選抜を、実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は36校、**実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は16校**、実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない学校は71校であった。

実施校

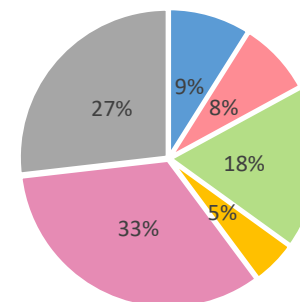
- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない



○ 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、その面接指導等実施施設における高等学校入学者選抜について、全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は11校、**一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）学校は10校**、**全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は22校**、当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない学校は6校、全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない学校は41校、面接指導等実施施設を設置していない学校は33校であった。

面接指導等実施施設

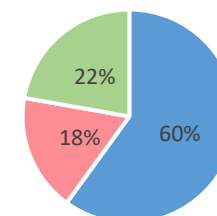
- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）
- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない
- 全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない
- 面接指導等実施施設を設置していない



5. 通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数

○ 61自治体のうち、所轄する私立広域通信制高等学校における通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数について、毎年把握している自治体は27自治体、**把握していない自治体は8自治体**、その他の自治体は10自治体であった。なお、16自治体については、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。

- 毎年把握している
- 把握していない
- その他



私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果を踏まえた対応について

一元的な情報集約に係る通信制高校プラットフォームの構築

- ・ 通信制高校や通信教育連携協力施設における**定員と実員、教育内容、生徒への支援の内容、入学・退学・卒業等に関すること、進路状況**などを**一元的に集約**し、HP上で一覧化するための仕組みを構築（本年中を目途）。自動的に最新の情報を得られるよう、**各校が随時更新**する。
- ・ 点検調査での**指摘事項を検索できる機能を搭載**し、所轄庁が通信制高校を**指導・監督**する際に活用できる仕組みを構築。

点検調査を通じたアウトリーチ型支援

■ 点検調査の充実

- ・ 所轄庁による点検調査に、**有識者及び文部科学省が同行**し、各校の学校運営や教育活動が適正に行われているかを詳細に確認し**指導を実施**。
- ・ 所轄庁による通信制高校への**指導・監督の実態を分析**し、適切な学校運営や教育活動につながるよう、**所轄庁間の情報共有や連携協力体制の構築**を含め、所轄庁による**点検調査のより良い在り方**について研究。

■ アドバイザー派遣

- ・ 所轄庁の要望に応じて**有識者アドバイザーを派遣しアウトリーチ型の支援**を実施。
- ・ アドバイザー派遣を通じて、**所轄庁におけるアドバイザーの育成**を支援。

通信制高校の学び充実支援、研修会の開催

- ・ **社会的自立に必要な資質・能力**が身に付けられるよう、**卒業後の進路を見据えた支援**を行うとともに、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実**を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施。
- ・ **法令やガイドラインの解説、通信制高校における課題や改善指導等**を内容とした所轄庁対象の**研修会を開催**。

更なる質確保方策の検討

- ・ いわゆる高校無償化に係る**3党合意において、「教育の質の確保」も論点の一つ**とされ、引き続き、3党の枠組みで合意内容の実現に取り組まれるところ。その状況も踏まえつつ、**通信制高校の質の確保・向上に必要な取組を検討**していく。

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
0.8億円)



高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

不登校生徒等の学び充実支援策

①オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

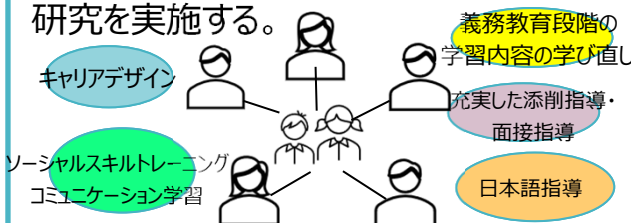
全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する際のノウハウや学習支援・評価の工夫等を整理し、新たな事例の創出を行う。

③多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を有する生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

②定時制・通信制高校の学び充実支援事業

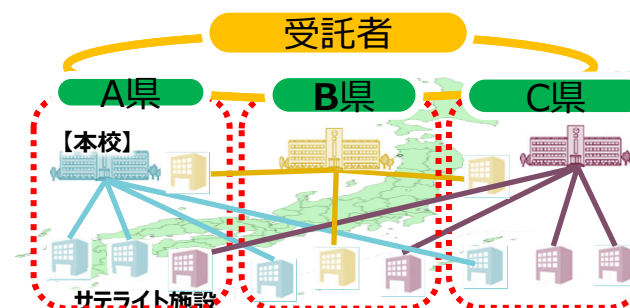
不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢である定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、生徒の状況に応じて卒業後の進路を見据えた支援を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。



④広域通信制高校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるような情報発信を行う。



対象
校種

国公立の高等学校等

委託先

- ①・②国公立の高等学校等
- ③・④民間企業等

箇所数
単価等

- ① 3箇所 約400万円(継続3)
- ② 5箇所 約400万円(継続3)
約500万円(継続1、新規1)
- ③ 1箇所 約3,300万円
- ④ 2箇所 約4,600万円・約1,500万円

委託
対象経費

- ①オンライン授業等に必要な経費
- ②カリキュラム開発等に必要な経費
- ③各種調査に必要な経費
- ④点検調査や情報発信事業等に必要な経費

3. 点検調査を踏まえて

広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

1. 学校の管理運営に関する事項①

- ・ 教員数について、高等学校通信教育規程第5条第1項に規定する実施校に配置すべき教員の数を満たしていない事案。

※その大半が通信教育連携協力施設の職員を兼ねており、それらの者は当該施設の業務を主として担っているにも関わらず「主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者」と認めていた。

- ・ 所轄庁の認可を受けておらず、学則に記載されていない施設において、面接指導等を行っている事案。
- ・ 面接指導等を実施しないにも関わらず、面接指導等実施施設として学則に記載されている事案。
- ・ 通信教育連携協力施設の定員について、生徒数が定員数を超えている事案。
- ・ 実施校及び面接指導等実施施設において、体育の実技、理科の実験、家庭科の実習等を行うことができる施設・設備を備えていない事案。
- ・ 実施校において行われるべき指導要録や推薦書の作成が、学習等支援施設で行われている事案。
- ・ 学習等支援施設の看板について当該施設が実施校であるかのような表記となっている事案。

広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

1. 学校の管理運営に関する事項②

- ・ 学習等支援施設のパンフレットにおいて、実施校と通信教育連携協力施設の関係について両者が一体のものであると誤解を与えうるような表記がなされている事案。
- ・ 通信教育連携協力施設との連携協力関係について、実施校の校長が把握できていない事案。
※面接指導等実施施設における面接指導の時間割や、添削指導、試験の実施状況を把握していない。
- ・ 高等学校通信教育規程第14条第1項の規定により、同項各号に掲げる情報について公表することが義務付けられている情報の一部が、公表されていない事案。
- ・ 学校評価について、自己評価を行っておらず、公表もしていない事案。
- ・ 通信教育実施計画について、高等学校通信教育規程第4条の3第1項各号に掲げる事項が記載されていない事案。

※添削課題の提出日や1年間のスクーリング計画等が示されておらず、総合的な探求の時間等の特定の科目の計画がない等。

広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

2. 教育課程等に関する事項①

- ・ 体育の実技、理科の実験、家庭科の実習等を面接指導において一切行っていない事案。
- ・ カレーライス作りやいちご狩り、文楽鑑賞等の体験活動のみをもって各科目の面接指導として単位認定を行っている事案。
- ・ 40人を超える生徒が同時に面接指導を受講する事案。
- ・ 集中スクーリングの日程について、1日当たり9単位時間で設定する等、きわめて長時間にわたるものとなっている事案。
- ・ 添削課題と試験問題が全く同じ内容である事案。
- ・ 試験問題が前年度と全く同じ内容である事案。
- ・ 添削課題への回答時間が5秒等、短時間で回答できるような内容で構成されている事案。
- ・ 添削指導を完了していない状況で、集中スクーリングの期間中に単位認定試験を実施している事案。

広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

2. 教育課程等に関する事項②

- ・ 添削課題において講師の氏名や講座の名称を記載するのみの内容や、簡単な感想を記載するのみの内容で構成されている事案。
- ・ 全生徒に対し、ほぼすべての教科・科目の面接指導の時間数を10分の8まで減免している事案。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果確認の方法が、生徒に簡単な要点や感想・自由記述を書かせるのみとなっており生徒の学習内容の定着状況を把握する上で不十分である事案。
- ・ 多様なメディアを利用した学習の視聴報告書の評価について、スタンプの押印のみで評価としている事案。
- ・ 総合的な探究の時間の内容について、コミュニケーションスキルの向上という、要素的な「知識及び技能」の習得のみに終止する内容となっている事案。
- ・ 特別活動について、卒業までに30単位時間以上を実施していない事案。

自己評価及び学校関係者評価について

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

自己評価及び学校関係者評価について

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）

- 第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

情報の公表について

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）

第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。

- 一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関する事。
 - 二 通信教育を行う区域に関する事。
 - 三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関する事。
 - 四 教員及び職員の数その他教職員組織に関する事。
 - 五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
 - 六 通信教育実施計画に関する事。
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関する事。
 - 八 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事。
 - 九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事。
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

通信教育実施計画について

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）

第四条の三 実施校の校長は、通信教育の実施に当たっては、次に掲げる事項を記載した計画（第十四条第一項第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

- 一 通信教育を実施する科目等（学校教育法施行規則別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の名称及び目標に関すること。
- 二 通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。
- 三 通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たつての基準に関すること。

通信教育実施計画について（例）

作成者：NPO法人全国通信制高等学校評価機構

年度		通信教育実施計画（様式例）		
〇〇高等学校（本校／〇〇キャンパス）				
教科	科目	単位数	履修上の留意点	担当者
指導 目標				
教科書		副教材等	添削指導	面接指導
			回	単位時間
メディア視聴・減免実施の有無		☐ 実施している		☐ 実施していない
メディア減免 視聴メディアおよび視聴日程			メディア減免報告課題提出期限	
添削課題				
回	学習内容			提出期限
1				
2				
・				
・				
・				
・				
・				
・				

通信教育実施計画について（例）

面接指導(スクーリング)		
単位時間	学習内容	実施日
1		
2		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
試験		
回数	試験範囲	実施日
1		
学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準		
その他		

多様なメディアを利用して行う学習について

高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（令和5年2月一部改訂）抜粋

2. 教育課程等に関する事項

（4）多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

- ② 多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。なお、多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、例えば少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること。
- ③ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数という。」）の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること。
- ⑥ 生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること。